

令和7年3月26日

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の10第8号及び第115条の19第11号の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人柚子の会
- (2) 代表者 理事長 川名 真啓
- (3) 所在地 千葉県南房総市川谷302番地5

2 対象事業所

- (1) 事業所名 グループホームリブ丸山
- (2) 所在地 千葉県南房総市川谷302番地8
- (3) 介護保険事業所番号 1278300098
- (4) サービスの種類 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

3 処分の内容及び期間

- (1) 内容 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3箇月）
- (2) 期間 令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

4 処分の理由

- (1) 人格尊重義務違反（法第78条の10第6号に該当）
 - ①入居者に対して威圧的な態度をとったり、大声で怒鳴ったりした。
 - ②身体拘束適正化委員会において、緊急やむを得ない場合の要件を全て満たしていることの確認及び必要かつ十分な検討・手続を行わず、車いす利用中の入居者1名に腰ベルトを着用させた。
- (2) 虚偽の報告（法第78条の10第9号に該当）
 - ①計画作成担当者（介護支援専門員）が出勤簿に押印しておらず、勤務日や勤務時間が不明確であるにもかかわらず、勤務状況一覧表に勤務したかのように記載し、提出した。

②実施していない身体拘束適正化委員会の議事録を作成し、提出した。

(3) 不正請求（法第78条の10第8号に該当）

①計画作成担当者（介護支援専門員）の人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算せずに介護報酬を請求した。

②算定要件を満たしていないにもかかわらず、サービス提供体制強化加算Ⅰを算定し、介護報酬を請求した。

(4) 法令違反（法第115条の19第11号に該当）

認知症対応型共同生活介護において、上記のとおり違反行為を行ったことから、認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する介護予防認知症対応型共同生活介護についても指定の一部効力を停止する。

5 経済上の措置

経済上の措置として、法第22条第3項に基づき、令和5年4月から令和6年10月利用分までに係る介護報酬の不正請求額に、加算金（不正請求額に100分の40を乗じて得た額）を加えた額を請求する。併せて、利用者から徴収した利用者負担金の不当徴収した費用については、利用者への返還を求める。

南房総市保健福祉部高齢者支援課介護保険係

TEL 0470-36-1152